

関西圏向け移住セミナー相談会・体験ツアー実施業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 委託業務名
関西圏向け移住セミナー相談会・体験ツアー実施業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の目的
移住に関心のある関西圏在住者を対象とした、鳥取県西部地域（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町で構成される地域。以下「西部地域」という。）の魅力や暮らしやすさを伝えるセミナー・相談会及び西部地域の暮らしを体験するツアーを開催し、西部地域の魅力の発信や移住への動機付けを図り、西部地域への移住を促進することを目的とする。
- (3) 業務内容
別に定める関西圏向け移住セミナー相談会・体験ツアー実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成28年3月28日まで
- (5) 委託料予定額（上限額）
3,274,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 選定方法
公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）
 - (ウ) 国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

- (エ) 消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- (オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者
- ウ ツアー実施に必要な旅行業の登録を受けていること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該登録を受けていること。）
- エ 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 事務担当

鳥取県西部地域振興協議会事務局（米子市企画部企画課内）

住所 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5369 ファクシミリ 0859-23-5392

電子メール kikaku@city.yonago.lg.jp

4 手続等

(1) 参加希望書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

平成27年11月20日（金）午後5時

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 参加希望書（様式第1号）

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第2号）

(ウ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日の時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

(エ) 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面

(オ) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

(カ) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有することを証する書類（契約書の写し）

※ (ウ)、(エ) 及び (オ) については、西部地域を構成する市町村のいずれかにおいて指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しない。

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

エ 提出部数

1部

(2) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、平成27年11月25日（水）に、参加希望書を提出した者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(3) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

平成27年11月20日（金）午後5時

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書（様式第4号）を電子メールに添付して送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

平成27年11月24日（火）に、参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成27年11月27日（金）午後5時

※ 受付時間は、祝日、日曜日及び土曜日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

企画提案書は、次に掲げるところに従い、任意の様式により作成すること。

a 提出部数 15部

b 内容

(a) 企画の全体概要について、提案のコンセプト、期待される効果等を示すこと。

(b) 移住セミナー・相談会について、実施時期、実施場所、内容、期待される効果等を示すこと。

(c) 移住体験ツアーについて、実施時期、行程・内容、期待される効果等を示すこと。

(d) 募集・広報について、活用する媒体とその理由、実施時期、実施回数、実

施期間、内容、期待される効果等を示すこと。

(e) 本業務を処理するスケジュールを示すこと。

(f) 本業務の処理に係る自社及び再委託先の人員体制を示すこと。

(イ) 見積書（任意様式）

a 経費（イベント開催費（会場使用料、講師謝金、旅費等）、広報経費等）の明細を算出し、その金額を記載すること。

b 企画提案書とは別にとじること。

(ウ) 会社概要（任意様式）

(エ) 業務実績調書（任意様式）

過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績について、その内容を記載すること。

ウ 提出方法

3の事務担当に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

5 審査、評価及び選定の方法

(1) 本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、鳥取県西部地域移住定住広域連携事業業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(2) 第1次審査の実施

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の数が5者を超えた場合に実施する。

なお、企画提案者の数が5者を超えない場合は、全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

(3) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 平成27年12月4日（金）予定

(イ) 会場 第1次審査の通過者に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき30分（提案の説明15分及び質疑応答15分）

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合は、第2次審査の対象としない。

エ 企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、企画提案者に帰属する。

(イ) 本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲について、企画提案書を複写することがある。

オ 審査

選考委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容について別紙審査基準に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

選定結果は、第2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

6 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載しているとき。
- (3) 2（1）イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えているとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

7 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、5（3）オによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本協議会から受領した資料等は、本協議会の承諾なく公表し、又は使用してはならない。

- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

9 スケジュール

参加希望書等提出期間	平成27年11月13日から同月20日まで
質問書提出期間	平成27年11月13日から同月20日まで
質問書回答	平成27年11月24日
参加資格審査結果通知	平成27年11月25日
企画提案書の提出期限	平成27年11月27日
第1次審査の結果通知	平成27年12月1日
第2次審査（プレゼンテーション）	平成27年12月4日（予定）
第2次審査の結果通知	平成27年12月上旬（予定）